

政府による入管法改悪案再提出に強く反対します！

2023年1月21日

入管を変える！弁護士ネットワーク

政府が、2021年に廃案となった入管法改悪案(以下「旧法案」といいます。)を、その骨格を維持したまま再提出する方針であると報道されています。

しかし、我々は、旧法案に強く反対してきました。

それは、旧法案が、①入管収容に関して期間の上限設定や司法審査の導入を行わず、②支援者や弁護士らに外国人への監視を強いる監理措置制度を新設し、③ノン・ルフールマン原則に反する難民申請中の送還を一部解禁し、④送還忌避罪を新設して外国人に対する統制を強化するなど多くの深刻な問題点があったからです。

本来、政府が行うべきは、難民と認定すべき申請者を適切に難民と認定し、また、在留特別許可を与えるべき人には適切に許可を与えることで、在留を認めるべき人には在留を認めることです。そのうえで、入管収容施設への収容期間に上限を設け、収容には司法審査を導入すること等により、国際水準に適った人権保障を実現するための真の入管法改正案を提出することです。

しかし、旧法案が廃案となった後も、日本の入管・難民制度が抱える問題は何ら改まっていません。

むしろ、2022年11月3日には、国連自由権規約委員会も、第7回政府報告書審査の総括所見において、日本の難民認定率の低さについて懸念を示し国際基準に則った包括的な難民保護法制の導入を勧告したところです。また、同委員会は、入管収容についても、収容期間に上限を設けることや、裁判所の実効的な審査が受けられるようにすることが勧告されています。

にもかかわらず、今回、再提出が予定される法案が、旧法案の骨格を維持したまま再提出されるのであれば、我々は、再び強く反対せざるを得ません。

我々は、国際水準に適った人権保障を実現するための真の入管法の改正がなされるまで、これを実現するための活動に取り組むことを誓います。

以上